

第2期三条市障がい福祉計画

平成21年3月

三 条 市

第2期三条市障がい福祉計画 目次

1 障がい福祉計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景と位置付け	1
(2) 計画の期間	2
(3) 計画の基本理念	2
(4) 計画策定の基本方針(第2期)	3
(5) 障がい者のニーズ等の把握の方法	4
(6) 計画の見直しについて	4

2 障がい福祉計画の目標

(1) 基本目標	5
(2) 数値目標	7

3 サービス提供体制の整備

(1) 障がい福祉サービス	12
(2) 地域生活支援事業	19
(3) 地域自立支援協議会とその在り方	28

4 サービス見込量(再掲)

(1) 障がい福祉サービス	30
(2) 地域生活支援事業	32

資料編

(1) 障がい福祉サービス一覧	34
(2) 地域生活支援事業一覧	37
(3) 三条市地域自立支援協議会設置要綱	39
(4) 三条市地域自立支援協議会委員名簿	41

1. 障がい福祉計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景と位置付け

- 平成15年4月に導入された「支援費制度」は、障がい者の自己決定、主体性を尊重し、障がい者が必要なサービスを主体的に選択できるという画期的な制度ですが、その一方、制度改革によりサービス需要が急増し、将来にわたっての持続可能な制度運営が懸念されるとともに、サービス提供基盤の地域格差の問題などが生じてきました。
- こうした状況に対応して、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」においては、障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要なサービスが地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村や都道府県に対し「障害福祉計画」の策定を義務付けるなど、サービス体系全般について見直しが行われたところです。
- 「障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に基づく計画で、その策定に当たっては、同法第87条に基づき国が定める基本指針に即し、また、「さんじょう障がい者プラン2007」、「三条市地域福祉計画」との調和を保ちながら、3年を1期とした各年度でサービスの種類ごとに必要な見込量やその確保に向けた方策などを定めます。
- ※ 当市では、第1期障がい福祉計画を障害者基本法に基づく「障害者計画」である「さんじょう障がい者プラン2007」の第5章として、一体的に策定しました。よって、今回の第2期障がい福祉計画の策定により、同プラン第5章の内容は、本計画に置き換わることとなります。
- ※ 以下、障がい福祉計画を「計画」と記します。

(2) 計画の期間

本計画は、福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として各種の数値目標を設定するもので、そこに至る前半の3年間（平成18年度～平成20年度）を第1期の計画期間、後半の3年間（平成21年度～平成23年度）を第2期の計画期間としています。

(3) 計画の基本理念

本計画の策定に当たっては、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次の点に配慮します。

① 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度を問わず、障がい者が自ら住みたい場所を選び、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、その自立と社会参加を実現できるよう、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

② 実施主体の統一と三障がいにかかる制度の一元化

障がい福祉サービスの実施主体が市へ統一されたことや、障がい種別ごとに分かれていた制度の一元化を踏まえ、より地域の実態把握に努め、社会資源を有効に活用しながら、立ち後れている精神障がい者などに対するサービスをはじめとする障がい福祉サービスの充実を図ります。

③ 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者などの生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を十分に活用し、その支援体制の整備を進めます。

(4) 計画策定の基本方針（第2期）

本計画は、福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として各種の数値目標を設定するものです。したがって、第2期計画の策定に当たっては、計画的な整備等を図るという観点から、基本的に第1期計画の内容を踏襲しつつ、新たなサービス体系での事業の定着や新たな課題への対応を図っていく内容とする必要があります。また、国が定める基本指針を踏まえ、次の点を基本方針として第2期計画を策定します。

1) 県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進

障がい福祉サービスの基盤整備を着実にを行うため、県が圏域単位を標準として県計画を策定する地域においては、その関連する内容を圏域の市町村計画に反映し、県と市町村が協働して、障がい福祉サービスの基盤整備などの取組を進めていく必要があります。

2) 相談支援体制の充実・強化

障がい者が地域において自立した日常生活、社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの利用などをコーディネートする相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、相談支援をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす「地域自立支援協議会」の在り方を市計画に明確に位置付け、その機能を充実させていく必要があります。

3) 一般就労への移行支援の強化

福祉施設における障がい者の仕事の確保について、国の重点施策5か年計画や地方自治法施行令の改正により、官公需にかかる福祉施設の受注機会の拡大が求められていることから、市計画においても、官公需にかかる福祉施設の受注機会の拡大について記載し、一般就労に対する取組を一層推進する必要があります。

4) 障がい者のニーズ等の把握の強化

計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、障がい者のニーズをはじめ、事業者、雇用、教育などの幅広い分野の関係者の意見を十分

に把握し、計画に反映させていく必要があります。

(5) 障がい者のニーズ等の把握の方法

第2期計画の策定に当たっては、第1期計画の策定時に実施した障がい者を対象としたアンケート調査の結果をベースに、事業者、雇用、教育などの関係者や新規サービス利用者からの聞き取り、県との意見交換、地域自立支援協議会の活用などを行い、障がい者のニーズや幅広い分野の関係者の意見の反映に努めました。

また、更に広く、市民の意見を反映するため、第2期計画を対象としたパブリックコメントを実施しました。

※ 「パブリックコメント」とは、広く市民に関連する計画、条例、新規施設の建設などの案を公表し、それに対する市民や関係者から意見を求め、それらを考慮して市の意思決定を行うことで、市民と協働の行政を進めていくことを目指すものです。

(6) 計画の見直しについて

本計画は、最終年度である平成23年度中に見直しを行い、平成24年度からの次期計画を策定します。

また、本計画の期間中に法令等の改正が行われた場合等においても、必要に応じて見直しを行うこととします。

2. 障がい福祉計画の目標

(1) 基本目標

本計画は、障害者自立支援法に基づく新制度で必要とされる障がい福祉サービスの見込量やそのサービスを提供するための基盤整備の方策を具体的に示すものですが、次の基本目標を踏まえて数値などを設定し、計画的な整備を図ります。

基本目標1 ニーズに応じ、サービス提供体制の整備を進めます

- 障がい者のニーズに応じ、サービス提供体制の整備等を進め、障がい者の日常生活や社会生活を支援します。
- 地域の社会資源を有効に活用しながら、訪問系サービスなどの充実を図り、障がいの種別を問わず、サービスの利用を促進します。
- 事業者が円滑に新しいサービス体系へ移行できるよう支援を行いながら、日中活動系サービスの整備を進めます。
- 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援などのサービスを充実し、障がい者の社会参加を促進します。

基本目標2 施設入所・入院からの地域生活への移行を推進します

- 県や県央圏域の市町村と連携しながら、サービス提供体制の整備等を進め、施設入所・入院からの地域生活への移行を推進します。
- 居住の場としてグループホームやケアホームの整備を促進し、地域での居住の場の確保に努めます。

- 訪問系サービスや日中活動系サービスなどを充実し、障がい者の地域生活を支援します。

基本目標3 福祉的就労から一般就労への移行を推進します

- 国や県の労働担当部署と連携しながら、サービス提供体制の整備等を進め、福祉的就労から一般就労への移行を推進します。
- 就労を支援するサービスなどの整備を図り、障がい者の一般就労への移行を促進します。
- 一般就労を継続できるように、訪問系サービスなどを充実し、障がい者の日常生活面を支援します。
- 福祉施設における障がい者の仕事の確保を図るため、官公需にかかる福祉施設の受注機会の拡大に努めます。

基本目標4 相談支援体制を充実・強化します

- 相談支援体制の充実・強化を図り、障がい者のサービス利用などを支援します。
- 地域の実情に応じ、効果的な相談支援体制を構築するため、「地域自立支援協議会」の機能の充実を図ります。

(2) 数値目標

障がい者の自立支援に向け、地域生活への移行や就労支援などの新たな課題に対応するため、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次の数値目標を設定します。

1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 目標値の設定

平成23年度を目標年度として、第1期計画時点（平成17年10月1日時点を行います。以下同じです。）の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することと、平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点から7%以上削減することの2つの数値目標を設定します。

項目		数値	備考
基準となる数値	第1期計画時点の施設入所者数 (A)	94人	
目標値	地域生活移行者数 (B)	10人	
		10.6%	(B) / (A)
	施設入所者削減数 (C)	7人	
		7.4%	(C) / (A)
(A) - (C) = (D)		87人	
児童施設からの移行者数 (E)		8人	
平成23年度末入所者数 (D) + (E)		95人	

※ 児童施設の新体系移行により平成23年度までに8人の増加が見込まれ、その数値を加えると95人になり、結果として1人の増加となります。

② 進捗状況（現在の実績値）

目標値に対する平成20年12月末時点の実績値は、次のとおりです。

【平成20年12月末時点】

目 標	目標年度	目標値	実績値
第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行すること	平成23年度	10人 (10.6%)	5人
平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点から7%以上削減すること	平成23年度	7人 (7.4%)	△8人

③ 今後の取組方針

- 県や県央圏域の市町村と連携しながら、福祉施設入所者の地域生活への移行を進めていきます。
- 県央圏域相談支援事業部会などを通じ、地域移行に関する情報交換を行い、市が行う取組への反映に努めます。
- 地域生活への移行を進める観点から、新規入所者に対する考え方を明確にし、市の相談支援担当や相談支援事業者を中心にその共有を図ります。
- 相談支援事業者によるサービス利用計画作成の制度を活用し、退所後もさまざまな支援を継続して受けられるように、相談支援体制の充実を図ります。
- 居住の場としてグループホームやケアホームの整備を促進するとともに、在宅生活を支える居宅介護や生活介護などのサービスの充実を図ります。

※ 「県央圏域相談支援事業部会」は、新潟県自立支援協議会の下部組織です。

2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

① 目標値の設定

平成23年度を目標年度として、平成23年度末までの退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定します。この減少目標値は、平成18年度に県により実施された調査結果と地域の受入れ体制を踏まえ、市が定めたものです。

項目		数値	備考
基準となる数値	第1期計画時点の退院可能精神障がい者数	36人	
目標値	退院可能精神障がい者の減少数	11人	

※ 「退院可能精神障がい者」とは、平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者をいいます。

② 進捗状況（現在の実績値）

目標値に対する平成20年12月末時点の実績値は、次のとおりです。

【平成20年12月末時点】

目標	目標年度	目標値	実績値
平成23年度末までの退院可能精神障がい者数の減少目標値	平成23年度	11人	2人

③ 今後の取組方針

- 「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施する県と連携しながら、退院可能精神障がい者の地域生活への移行を進めていきます。
 - 県央圏域精神障害者退院促進支援部会などを通じ、地域移行に関する情報交換を行い、市が行う取組への反映に努めます。
 - 相談支援事業者によるサービス利用計画作成の制度を活用し、退院後もさまざまな支援を継続して受けられるように、相談支援体制の充実を図ります。
 - 居住の場としてグループホームやケアホームの整備を促進するとともに、在宅生活を支える居宅介護や自立訓練（生活訓練）などのサービスの充実を図ります。
- ※ 「県央圏域精神障害者退院促進支援部会」は、新潟県自立支援協議会の下部組織です。

3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 目標値の設定

平成23年度を目標年度として、第1期計画時点の一般就労への移行実績の2倍以上とする数値目標（年度単位）を設定します。

項目		数 値	備 考
基準となる数値	第1期計画時点の年間一般就労移行者数 (A)	4人	
目標値	目標年度の年間一般就労移行者数 (B)	8人	
		2.0倍	(B) / (A)

② 進捗状況（現在の実績値）

目標値に対する平成19年度の実績値は、次のとおりです。

【平成19年度】

目 標	目標年度	目標値	実績値
第1期計画時点の一般就労への移行実績の2倍以上とすること（年度単位）	平成23年度	8人 (2.0倍)	5人

③ 今後の取組方針

- 「ハローワーク」、「障害者就業・生活支援センター」等と連携しながら、障がい者の一般就労への移行を進めていきます。
- 関係機関連絡会議などを通じ、就労移行に関する情報交換を行い、市が行う取組への反映に努めます。
- 障がい者の就労移行への意欲を高めるため、就労移行支援などのサービスの整備を促進するとともに、一般就労後もその就労を継続できるように、日常生活の面を支える相談支援事業や居宅介護などのサービスの充実を図ります。
- 福祉施設における障がい者の仕事を確保する観点から、官公需にかかる福祉施設の受注機会の拡大を図るため、庁内の各部署に対しその働きかけを行います。

3. サービス提供体制の整備

(1) 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスは、個々の障がいのある方々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスです。また、介護や訓練等の支援を内容とする14種類のサービスがあり、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの3つに分類されます。

1) 訪問系サービス

① 第1期の見込量と実績量

【1か月当たり】

サービスの種類		単 位	年 度		
			H18	H19	※H20
居宅介護（ホームヘルプ）	見込量	時間分	1,140	1,256	1,361
	実績量	時間分	1,059	1,061	1,460
行動援護	見込量	時間分	12	12	17
	実績量	時間分	6	6	6
重度訪問介護	見込量	時間分	0	0	240
	実績量	時間分	0	0	0
重度障がい者等包括支援	見込量	時間分	0	0	180
	実績量	時間分	0	0	0

※ 各サービスの事業内容については、本計画の最後に掲載した「資料編」をご覧ください。以下同じです。

※ 単位の「時間分」とは、利用時間をいいます。以下同じです。

※ 平成20年度の実績量は、平成20年12月末時点の推計値です。以下同じです。

- 居宅介護の実績量は、平成18年度、平成19年度においては見込量の範囲内で安定して推移しましたが、平成20年度においては見込量を上回りました。その要因として、重度の障がい者を中心に利用のニーズが高まったことや相談支援事業の普及などによる利用量の増加が考えられます。
- 行動援護の実績量は、見込量の範囲内で安定して推移しました。また、その他のサービスについては、利用がありませんでした。

② 見込量の設定

【1か月当たり】

サービスの種類	単 位	年 度		
		H21	H22	H23
居宅介護（ホームヘルプ）	時間分	1,560	1,660	1,760
	人分	120	128	135
行動援護	時間分	7	7	7
	人分	1	1	1
重度訪問介護	時間分	0	0	360
	人分	0	0	3
重度障がい者等包括支援	時間分	0	0	180
	人分	0	0	1

第2期の見込量の設定に当たっては、今後、福祉施設入所者、退院可能精神障がい者の地域生活への移行や相談支援事業の普及などによる利用量の増加が見込まれることから、直近の実績量を目安に補正を行い、それを増やしていく方向で設定します。

※ 単位の「人分」とは、利用者数をいいます。以下同じです。

③ サービス確保の方策

- 障がいの種別を問わず、障がい者の日常生活や通院などの外出を支えるために必要な訪問系サービスを充実させます。
- 障がい者本人やその家族の利用のニーズを把握し、適切なサービスを提供できるよう努めます。

- サービス提供事業者に対し、専門的人材の確保やその質的向上を働きかけます。

2) 日中活動系サービス

① 第1期の見込量と実績量

【1か月当たり】

サービスの種類		単 位	年 度		
			H18	H19	H20
生活介護	見込量	人日分	352	880	1,628
	実績量	人日分	93	157	325
自立訓練（機能訓練）	見込量	人日分	22	22	44
	実績量	人日分	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	見込量	人日分	0	154	264
	実績量	人日分	0	99	120
就労移行支援	見込量	人日分	0	374	660
	実績量	人日分	0	243	316
就労継続支援（A型）	見込量	人日分	0	0	0
	実績量	人日分	0	0	288
就労継続支援（B型）	見込量	人日分	0	220	1,078
	実績量	人日分	0	217	256
療養介護	見込量	人分	5	12	13
	実績量	人分	5	3	5
児童デイサービス	見込量	人日分	140	140	140
	実績量	人日分	112	138	137
短期入所（ショートステイ）	見込	人日分	354	374	395
	実績	人日分	263	221	246

※ 単位の「人日分」とは、延利用者数をいいます。以下同じです。

- 就労継続支援（A型）を除き、全体として実績量が見込量の範囲内で推移しました。
- 就労継続支援（A型）の平成20年度における実績量が見込量を大きく上回りましたが、新しいサービス体系への移行（以下「新体系移行」と記します。）における福祉施設のサービス種別（予定）の変更によるものです。

- 生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）については、各年度の実績量の比較により新体系への移行状況が確認できます。
- 生活介護について、新体系移行における福祉施設の移行時期（予定）の変更などにより、見込量と実績量に大きな差が生じています。
- 短期入所の実績量について、平成19年度が前年度を下回っていますが、障害者自立支援法の施行によるサービス体系の見直しにより、平成18年度の途中（10月1日）から旧短期入所の日帰りサービスが日中一時支援事業として再編、実施されたことが1つの要因として考えられます。

② 見込量の設定

【1か月当たり】

サービスの種類	単 位	年 度		
		H21	H22	H23
生活介護	人日分	680	1,660	2,610
	人分	43	93	141
自立訓練（機能訓練）	人日分	10	10	10
	人分	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	700	880	1,240
	人分	35	44	62
就労移行支援	人日分	420	600	1,040
	人分	21	30	52
就労継続支援（A型）	人日分	400	400	520
	人分	20	20	26
就労継続支援（B型）	人日分	1,480	2,420	2,460
	人分	74	121	123
療養介護	人分	22	23	24
児童デイサービス	人日分	160	160	160
	人分	60	60	60
短期入所（ショートステイ）	人日分	250	280	310
	人分	30	33	36

- 第2期の見込量の設定に当たっては、今後、福祉施設入所者、退院可能精神障がい者の地域生活への移行や相談支援事業の普及などによる利用量の増加が見込まれます。
- また、特別支援学校（高等部）卒業後の進路先として、毎年、新たな利用が見込まれることから、直近の実績量を目安に補正を行い、それを増やしていく方向で設定します。

③ サービス確保の方策

- 障がい者が日中、創作活動や自立訓練、就労訓練等を行う場を充実させます。
- 利用者のニーズを把握し、適切なサービスを提供できるよう努めます。
- 既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を進めるため、事業者と十分な調整を行います。
- 就労を支援するサービスについては、支援体制の充実・強化を図るため、関係機関と十分な連携を行います。

3) 居住系サービス

① 第1期の見込量と実績量

【1か月当たり】

サービスの種類		単 位	年 度		
			H18	H19	H20
共同生活援助（グループホーム）	見込量	人分	12	14	17
	実績量	人分	15	15	16
共同生活介護（ケアホーム）	見込量	人分	8	10	16
	実績量	人分	7	7	9
施設入所支援	見込量	人分	3	3	29
	実績量	人分	3	3	4

- 平成18年度、平成19年度の実績量は、概ね見込みどおり安定して推移しました。

- 共同生活介護、施設入所支援の平成20年度における見込量と実績量に差が生じていますが、新体系移行における福祉施設の移行時期（予定）の変更によるものです。

② 見込量の設定

【1か月当たり】

サービスの種類	単 位	年 度		
		H21	H22	H23
共同生活援助（グループホーム）	人分	20	39	56
共同生活介護（ケアホーム）	人分	9	18	36
施設入所支援	人分	13	49	94

第2期の見込量の設定に当たっては、今後、福祉施設入所者、退院可能精神障がい者の地域生活への移行や相談支援事業の普及などによる利用量の増加が見込まれることから、直近の実績量を目安に補正を行い、それを増やしていく方向で設定します。

③ サービス確保の方策

- 地域での居住の場として、グループホーム、ケアホームの充実を図るとともに、日中活動系サービスの自立訓練などを充実させることで、施設入所や入院からの地域生活への移行を進めます。
- 入所施設での支援を必要とする方のニーズに応えることができるよう、施設の確保に努めます。
- 障がいの程度や社会適応能力などで、生活スタイルを選択できるようグループホームやケアホームの基盤整備に努めるとともに、障がいに対する地域住民の理解を促します。
- 広域的連携を進め、入所施設での支援を必要とする方のニーズに量的・質的に対応できる体制の整備に努めます。

4) 相談支援（サービス利用計画作成）

① 第1期の見込量と実績量

【1か月当たり】

サービスの種類		単 位	年 度		
			H18	H19	H20
サービス利用計画作成	見込量	人分	24	29	39
	実績量	人分	0	0	1

ほとんど利用がなく、見込量と実績量に大きな差が生じていますが、サービス利用の対象要件が限定されていることや相談支援事業の普及の遅れなどが要因として考えられます。

② 見込量の設定

【1か月当たり】

サービスの種類		単 位	年 度		
			H21	H22	H23
サービス利用計画作成		人分	8	8	16

第2期の見込量の設定に当たっては、今後、福祉施設入所者、退院可能精神障がい者の地域生活への移行や相談支援事業の普及などによる利用量の増加が見込まれることから、直近の実績量を目安に補正を行い、それを増やしていく方向で設定します。

③ サービス確保の方策

サービス利用計画作成を円滑に実施するため、相談支援事業者と地域の情報を共有するなど十分な連携を図ります。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる事業です。また、日常生活や社会参加に関する支援を内容とするさまざまなサービスがあり、法により実施が定められている必須サービスと市町村が自主的に実施する任意サービスの2つに分類されます。

1) 必須サービス

① 第1期の見込量と実績量

【年間】

サービスの種類				単 位	年 度		
					H18	H19	H20
相 談 支 援 事 業	相 談 支 援 事 業	障 が い 者 相 談 支 援 事 業	見込量	箇所	1	5	5
			実績量	箇所	1	5	5
	地 域 自 立 支 援 協 議 会	見込量	箇所	1	1	1	
		実績量	箇所	0	1	1	
	市 町 村 相 談 支 援 事 業 機 能 強 化 事 業	見込量	箇所	0	1	1	
		実績量	箇所	0	0	0	
	住 居 入 居 等 支 援 事 業	見込量	箇所	0	0	0	
		実績量	箇所	0	0	0	
	成 年 後 見 制 度 利 用 支 援 事 業	見込量	箇所	1	1	1	
		実績量	箇所	1	1	1	
	コ ミュ ニ ケー ション 支 援 事 業	見込量	人分	20	20	20	
		実績量	人分	14	19	15	

(この表は次ページに続きます。)

【年間】

サービスの種類		単 位	年 度			
			H18	H19	H20	
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	見込量	件	7	7	7
		実績量	件	7	8	3
	自立生活支援用具	見込量	件	13	13	13
		実績量	件	15	12	5
	在宅療養等支援用具	見込量	件	11	11	11
		実績量	件	10	7	17
	情報・意思疎通支援用具	見込量	件	21	21	21
		実績量	件	18	18	9
	排せつ管理支援用具	見込量	人分	151	156	161
			件	1,628	1,679	1,731
		実績量	人分	173	183	187
			件	1,638	1,716	1,736
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	件	2	2	2
		実績量	件	5	4	2
移動支援事業	見込量	箇所	4	4	4	
		人分	32	34	35	
		延時間	1,639	1,721	1,807	
	実績量	箇所	4	4	6	
		人分	24	36	50	
		延時間	488	2,043	3,115	
地域活動支援センター	基礎的事業（自市町村）	見込量	箇所	0	1	3
			人分	0	10	30
		実績量	箇所	0	1	0
			人分	0	7	0
	機能強化事業（自市町村）	見込量	箇所	0	5	3
			人分	0	90	51
		実績量	箇所	0	5	5
			人分	0	111	122

※ 単位の「箇所」とは、箇所数をいいます。また、単位の「件」とは、利用件数をいいます。

- 移動支援事業の平成19年度、平成20年度における実績量が見込量を大きく上回っていますが、相談支援事業の普及や障がい児を中心に利用のニーズが高まったことなどによる利用量の増加が要因として考えられます。
- 移動支援事業の実績量について、平成19年度が前年度を大きく上回っていますが、障害者自立支援法の施行によるサービス体系の見直しにより、平成18年度の途中（10月1日）から旧居宅介護の外出介護サービスが移動支援事業として再編、実施されたことが1つの要因として考えられます。
- 地域活動支援センターについて、基礎的事業の平成20年度における実績量が見込量を大きく下回っていますが、新体系移行における福祉施設の移行時期（予定）の変更や機能強化事業への変更などによるものです。
- 地域活動支援センター（機能強化事業）の平成19年度、平成20年度における実績量が見込量を上回っていますが、相談支援事業の普及や障がい児を中心に利用のニーズが高まったことなどによる利用量の増加が要因として考えられます。
- その他のサービスについては、比較的安定して推移しました。

② 見込量の設定

【年間】

サービスの種類			単 位	年 度		
				H21	H22	H23
相談支援事業	相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	5	5	5
		地域自立支援協議会	箇所	1	1	1
	市町村相談支援機能強化事業		箇所	1	1	1
	住宅入居等支援事業		箇所	0	0	0
	成年後見制度利用支援事業		箇所	1	1	1
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業 (設置者数)		人	1	1	1
	手話通訳者派遣事業		人分	20	20	20
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具		件	7	7	7
	自立生活支援用具		件	13	13	13
	在宅療養等支援用具		件	17	17	17
	情報・意思疎通支援用具		件	17	17	17
	排せつ管理支援用具		件	1,754	1,778	1,794
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		件	4	4	4
移動支援事業			箇所	8	8	9
			人分	55	60	65
			延時間	3,300	3,450	3,600

(この表は次ページに続きます。)

【年間】

サービスの種類		単 位	年 度		
			H21	H22	H23
地域活動支援センター	基礎的事業（自市町村）	箇所	1	1	1
		人分	10	10	10
	基礎的事業（他市町村）	箇所	0	0	0
		人分	0	0	0
	機能強化事業（自市町村）	箇所	4	5	5
		人分	110	138	138
	機能強化事業（他市町村）	箇所	2	2	2
		人分	3	3	3

- 第2期の見込量の設定に当たっては、移動支援事業、地域活動支援センター事業については、今後、福祉施設入所者、退院可能精神障がい者の地域生活への移行、相談支援事業の普及、障がい児を中心に利用のニーズが高まっていることなどによる利用量の増加が見込まれることから、直近の実績量を目安に補正を行い、それを増やしていく方向で設定します。
- また、その他のサービスについては、直近の実績量を目安に補正を行い、それを維持していく方向で設定します。

③ サービス確保の方策

サービスの種類	サービス確保の方策
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者が身近な場所で気軽に相談ができるよう窓口配置、窓口対応を充実し、相談者の利便を確保します。 ■相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置される「地域自立支援協議会」の機能を活用することにより、相談支援体制の強化を図ります。
コミュニケーション支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■手話通訳者の派遣を委託により実施するとともに、市役所福祉課に手話通訳者を配置します。
日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者のニーズの把握に努め、適切な用具の給付・貸与に努めます。
地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ニーズを踏まえ、十分なサービス提供ができるよう、事業者と連携しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

2) 任意サービス

① 第1期の見込量と実績量

【年間】

サービスの種類		単 位	年 度		
			H18	H19	H20
福祉ホーム事業	見込量	箇所	1	1	1
		人分	4	4	4
	実績量	箇所	1	1	1
		人分	4	3	3
訪問入浴サービス事業	見込量	箇所	1	1	1
		人分	7	7	8
	実績量	箇所	1	1	1
		人分	6	8	8
ボランティア活動支援事業	見込量	回	7	9	9
	実績量	回	7	9	9
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	見込量	人分	250	260	270
	実績量	人分	100	150	108
声の広報等発行事業	見込量	人分	21	22	23
	実績量	人分	20	20	18
自動車運転免許取得・改造助成事業	見込量	件	6	6	6
	実績量	件	6	11	7
経過的デイサービス事業	見込量	人日分	246	—	—
	実績量	人日分	128	—	—
日中一時支援事業	見込量	人日分	1,592	1,756	1,936
	実績量	人日分	415	2,478	3,328

- 日中一時支援事業の平成19年度、平成20年度における実績量が見込量を大きく上回っていますが、相談支援事業の普及や障がい児を中心に利用のニーズが高まったことなどによる利用量の増加が要因として考えられます。
- 日中一時支援事業の実績量について、平成19年度が前年度を大きく上回っていますが、障害者自立支援法の施行によるサービス体系の見直しにより、平成18年度の途中（10月1日）から旧短期入所の日帰りサービスが日中一時支援事業として再編、実施されたことが1つの要因として考えられます。

- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の実績量は、比較的安定して推移しましたが、見込量を大きく下回りました。また、その他のサービスについては、比較的安定して推移しました。

② 見込量の設定

【年間】

サービスの種類	単 位	年 度		
		H21	H22	H23
福祉ホーム事業	箇所	1	1	1
	人分	4	4	4
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1
	人分	9	9	10
ボランティア活動支援事業	回	9	9	9
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人分	150	150	150
声の広報等発行事業	人分	24	25	26
手話奉仕員養成研修事業（登録者数）	人	16	17	18
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	8	8	8
日中一時支援事業	人日分	3,494	3,669	3,852

- 第2期の見込量の設定に当たっては、日中一時支援事業については、今後、福祉施設入所者、退院可能精神障がい者の地域生活への移行、相談支援事業の普及、障がい児を中心に利用のニーズが高まっていることなどによる利用量の増加が見込まれることから、直近の実績量を目安に補正を行い、それを増やしていく方向で設定します。
- また、その他のサービスについては、直近の実績量を目安に補正を行い、それを維持していく方向で設定します。

③ サービス確保の方策

サービスの種類	サービス確保の方策
福祉ホーム事業	<p>■施設の移行計画を見据えながら、事業の実施主体である新潟県と連携を十分にとり、現在のサービス提供体制の維持に努めます。</p>
訪問入浴サービス事業	<p>■当市のこれまでの取組を継続させ、ニーズに対応します。</p>
ボランティア活動支援事業	<p>■精神保健福祉ボランティア講座、精神保健福祉ボランティア研修会を引き続き実施するとともに、講座修了者が集う機会を提供し、ボランティアの育成を行います。</p>
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	<p>■スポーツ教室やスポーツ大会を委託により開催し、障がい者スポーツを推進します。</p>
声の広報等発行事業	<p>■当市のこれまでの取組を継続させ、ニーズに対応します。</p>
手話奉仕員養成研修事業	<p>■手話通訳養成講座を委託により開催し、奉仕員の養成に努めます。</p>
自動車運転免許取得・改造助成事業	<p>■当市のこれまでの取組を継続させ、ニーズに対応します。</p>
日中一時支援事業	<p>■ニーズを踏まえ、十分なサービス提供ができるよう、事業者と連携しながら、サービスの確保に努めます。</p>

(3) 地域自立支援協議会とその在り方

障がい者が地域において自立した日常生活、社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの利用などをコーディネートする相談支援体制の構築が不可欠です。このため、相談支援をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす「地域自立支援協議会」の機能を充実させていく必要があります。

1) 地域自立支援協議会の位置付け

- 障害者自立支援法第77条第1項に、市町村が実施する相談支援事業について定められ、相談支援事業として実施すべき便宜の供与については、同法施行規則第65条の10に「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」が定められています。
- また、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、相談支援体制の構築を図るとともに、相談支援事業を効果的に運営するため、「地域自立支援協議会」の設置を求めています。

2) 三条市地域自立支援協議会の位置付け

当市の場合、三条市地域自立支援協議会設置要綱において、1) で記載した位置付けに加え、「三条市地域自立支援協議会」を障害者基本法に基づく地方障害者施策推進協議会として、位置付けています。地方障害者施策推進協議会は、市長の諮問等に応じて障がい者計画や障がい者施策などの調査審議を行います。

3) 三条市地域自立支援協議会の目的

三条市に居住する障がい者や障がい児が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されています。

4) 三条市地域自立支援協議会の役割

次のことについて協議を行います。

- ・ 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
- ・ 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること
- ・ 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- ・ 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること
- ・ 三条市障がい者計画及び障がい福祉計画の評価及び見直しに関すること
- ・ その他地域の障がい福祉に関して必要な事項

5) 三条市地域自立支援協議会の委員構成

次に掲げる方の中から15人以内の委員で構成されます。

- ・ 学識経験者
- ・ 相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者
- ・ 保健・教育・雇用機関の関係者
- ・ 障がい福祉関係団体

4. サービス見込量（再掲）

（１）障がい福祉サービス

【1か月当たり】

サービスの種類		単 位	年 度		
			H21	H22	H23
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	時間分	1,560	1,660	1,760
		人分	120	128	135
	行動援護	時間分	7	7	7
		人分	1	1	1
	重度訪問介護	時間分	0	0	360
		人分	0	0	3
	重度障がい者等包括支援	時間分	0	0	180
		人分	0	0	1
日中活動系サービス	生活介護	人日分	680	1,660	2,610
		人分	43	93	141
	自立訓練（機能訓練）	人日分	10	10	10
		人分	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）	人日分	700	880	1,240
		人分	35	44	62
	就労移行支援	人日分	420	600	1,040
		人分	21	30	52
	就労継続支援（A型）	人日分	400	400	520
		人分	20	20	26
	就労継続支援（B型）	人日分	1,480	2,420	2,460
		人分	74	121	123

（この表は次ページに続きます。）

(2) 地域生活支援事業

1) 必須サービス

【年間】

サービスの種類			単 位	年 度		
				H21	H22	H23
相談支援事業	相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	5	5	5
		地域自立支援協議会	箇所	1	1	1
	市町村相談支援機能強化事業		箇所	1	1	1
	住宅入居等支援事業		箇所	0	0	0
	成年後見制度利用支援事業		箇所	1	1	1
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業 (設置者数)		人	1	1	1
	手話通訳者派遣事業		人分	20	20	20
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具		件	7	7	7
	自立生活支援用具		件	13	13	13
	在宅療養等支援用具		件	17	17	17
	情報・意思疎通支援用具		件	17	17	17
	排せつ管理支援用具		件	1,754	1,778	1,794
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		件	4	4	4
移動支援事業			箇所	8	8	9
			人分	55	60	65
			延時間	3,300	3,450	3,600

(この表は次ページに続きます。)

【年間】

サービスの種類		単 位	年 度		
			H21	H22	H23
地域活動支援センター	基礎的事業（自市町村）	箇所	1	1	1
		人分	10	10	10
	基礎的事業（他市町村）	箇所	0	0	0
		人分	0	0	0
	機能強化事業（自市町村）	箇所	4	5	5
		人分	110	138	138
	機能強化事業（他市町村）	箇所	2	2	2
		人分	3	3	3

2) 任意サービス

【年間】

サービスの種類		単 位	年 度		
			H21	H22	H23
福祉ホーム事業	箇所	1	1	1	
	人分	4	4	4	
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1	
	人分	9	9	10	
ボランティア活動支援事業	回	9	9	9	
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人分	150	150	150	
声の広報等発行事業	人分	24	25	26	
手話奉仕員養成研修事業（登録者数）	人	16	17	18	
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	8	8	8	
日中一時支援事業	人日分	3,494	3,669	3,852	

※ 単位：箇所……………箇所数
 件……………利用件数

人分……………利用者数
 人日分……………延利用者数

資料編

(1) 障がい福祉サービス一覧

1) 訪問系サービス

サービスの種類	事業の内容
居宅介護（ホームヘルプ）	■居宅での入浴、排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助等を提供します。
行動援護	■重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度訪問介護	■重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
重度障がい者等包括支援	■常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

2) 日中活動系サービス

サービスの種類	事業の内容
生活介護	<p>■ 常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排せつ、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。</p>
自立訓練（機能訓練）	<p>■ 身体障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練等を行います。</p>
自立訓練（生活訓練）	<p>■ 知的障がい者や精神障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p>
就労移行支援	<p>■ 就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。</p>
就労継続支援（A型）	<p>■ 通常の事業所で雇用されることが困難な障がい者に、雇用を伴う就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。</p>
就労継続支援（B型）	<p>■ 通常の事業所で雇用されることが困難な障がい者に、雇用を伴わない就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。</p>
療養介護	<p>■ 医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。</p>
児童デイサービス	<p>■ 発達に遅れがある児童に対し、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの援助を行います。</p>
短期入所（ショートステイ）	<p>■ 介護者の病気などによって短期間の入所が必要な方に、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。</p>

3) 居住系サービス

サービスの種類	事業の内容
共同生活援助 (グループホーム)	■共同生活を営むのに支障のない知的障がい者又は精神障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談や食事提供等の支援を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	■介護を要する知的障がい者又は精神障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居で入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
施設入所支援	■施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

4) 相談支援 (サービス利用計画作成)

サービスの種類	事業の内容
相談支援 (サービス利用計画作成)	■障がい福祉サービスの利用が必要な方で、サービスの利用に関する調整が困難な障がい者などの相談を受け、サービス利用計画の作成や、関係機関との調整を行います。

(2) 地域生活支援事業一覧

1) 必須サービス

サービスの種類		事業の内容
相談支援事業	障がい者相談支援事業	■障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供、助言をはじめ、障がい福祉サービス等の利用支援、関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行います。
	地域自立支援協議会	■相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場であり、委託相談支援事業者の運営評価、困難事例の対応の在り方に関する協議及び調整などを行います。
	市町村相談支援機能強化事業	■市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。
	住宅入居等支援事業	■賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障がい者に対して、相談・助言、入居後の緊急時の対応等各種支援を行います。
	成年後見制度利用支援事業	■知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な方について、障がい者福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を促進します。
コミュニケーション支援事業	■手話通訳者の派遣等により、聴覚、音声・言語機能障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方との意思疎通を仲介します。	
日常生活用具給付等事業	■重度障がい者の日常生活上の便宜を図るため、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具を給付又は貸与します。	
地域活動支援センター事業	■障がい者などが創作活動や生産活動を行い、地域社会との交流を促進する場と機会の提供を行います。	

2) 任意サービス

サービスの種類	事業の内容
福祉ホーム事業	<p>■地域において住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。</p>
訪問入浴サービス事業	<p>■自宅以外で入浴が困難な重度身体障がい者の居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。</p>
ボランティア活動支援事業	<p>■障がい者及びその家族などの団体が行うボランティア活動に対し、情報提供などの支援を行います。</p>
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	<p>■障がい者の体力増強、交流、余暇などに資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会を開催します。</p>
声の広報等発行事業	<p>■文字による情報入手が困難な障がい者に、市の広報紙などの情報を音声訳により定期的に提供します。</p>
手話奉仕員養成研修事業	<p>■聴覚、音声、言語機能障がい者との交流活動の促進等の支援者として手話通訳奉仕員を養成します。</p>
自動車運転免許取得・改造助成事業	<p>■社会活動への参加を促進するため、障がい状況により自動車運転免許取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。</p>
日中一時支援事業	<p>■家族の就労支援、一時的な休息を目的として、障がい者などに日中の活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行います。</p>

(3) 三条市地域自立支援協議会設置要綱

三条市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 三条市に居住する障がい者及び障がい児（以下「障がい者」という。）が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、三条市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (6) 三条市障がい者計画及び障がい福祉計画の評価及び見直しに関すること。
- (7) その他地域の障がい福祉に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・教育・雇用機関の関係者
- (4) 障がい福祉関係団体

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

(4) 三条市地域自立支援協議会委員名簿

【平成21年3月1日現在】

No.	区 分	所 属 等	氏 名
1	学識経験者	新潟医療福祉大学社会福祉学科教授	◎丸田 秋男
2	相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者	障がい者就業・生活支援センターハート主任兼相談支援専門員	高井 滋
3		障がい福祉サービス事業所ピュアハウス施設長	平林 正樹
4		障がい福祉サービス事業さくらサービス管理責任者	○西潟 浩美
5		地域活動支援センターともしび工房施設長 相談支援センター青空管理者	鶴巻 千秋
6		三条公共職業安定所統括職業指導官	乙川 聡
7	保健・教育・雇用機関の関係者	三条地域振興局健康福祉環境部副部長	畠山 繁樹
8		新潟県立月ヶ岡養護学校教諭	齋藤 裕行
9	障がい福祉関係団体	社会福祉法人三条市社会福祉協議会 福祉係長兼三条支所介護係長	鍋嶋 弘樹
10		NPO三条市身体障害者福祉協会会長	本田 佐敏
11		らいふ・すていしょん利用者	内山 美代子
12		ぴあのつどい代表	田中文子
13		三条地区自閉症児・者を育てる会	栗山 政子

◎会長 ○副会長

第2期三条市障がい福祉計画

- 発行 平成21年 3月
- 発行・編集 三条市福祉保健部福祉課
- 住所 〒955-8686 新潟県三条市旭町2-3-1
- 電話 0256-34-5511 (代表)
- FAX 0256-35-2150
- URL <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>